
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項

の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第六号（平成二十八年一月二十一日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 氏名又は名称 中部環境ソリューション合同会社
 - ロ 住所 愛知県名古屋市港区大江町三番地二
 - ハ 代表者の氏名 職務執行者 長浦 和明
 - 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
愛知県弥富市楠一丁目百二十四番、百二十五番一、百二十五番二及び百二十六番
 - 三 無害化処理の用に供する施設の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設
 - 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
 - 五 申請年月日
平成二十七年十二月二十一日
 - 六 縦覧場所
 - イ 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
 - ロ 環境省中瓢地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課
 - ハ 愛知県環境部資源循環推進課
 - ニ 愛知県尾張県民事務所海部県民センター環境保全課
 - ホ 弥富市民生部環境課
-